平成２２年（フ）第５５６号
相模原市中央区上溝2382番地８
債務者　大谷美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６２号
相模原市緑区若柳642番地６
債務者　植村千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６９号
相模原市緑区下九沢2930番地２　プレステージ102
債務者　守屋　春男
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７０号
相模原市緑区下九沢2930番地２　プレステージ102
債務者　守屋　清美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７１号
相模原市南区大野台３丁目22番５号　キャッスルサガミ205
債務者　渡辺　直人
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５９３号
相模原市中央区淵野辺本町１丁目13番11号　第２さつき荘101
債務者　村上美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８号
石川県石川郡野々市町堀内３丁目96番地、従前の住所石川県輪島市河井町１部107番地
債務者　櫻木　直一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午前11時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第２９号
石川県石川郡野々市町堀内３丁目96番地、従前の住所石川県輪島市河井町１部107番地
債務者　櫻木　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午前11時35分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第３０号
石川県輪島市河井町１部107番地
債務者　櫻木　伸治
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午前11時40分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第３２号
石川県珠洲市若山町出田33の部66番地
債務者　木下　幸治
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第１７３号
栃木県栃木市仲方町203番地４
債務者　柳沢　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１７８号
栃木県小山市城山町２丁目８番４号、従前の住所栃木県栃木市大平町西水代2956番地５
債務者　五十畑　悟
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２５４７号
横浜市南区井土ケ谷中町141番地
債務者　和田マサ子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６７０号
横浜市南区永田みなみ台２番８―606号
債務者　大日向千春
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７０号
横浜市鶴見区菅沢町15番18号　ベル・ハウス201
債務者　野村　大輔
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部